

足羽川ダム建設事業に関する不当要求 行為等対策連絡会の発足について

高見 健二・東條 智行

¹近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 用地課 (〒918-8239福井県福井市成和1-2111)

本論文は、2014年4月22日に発足した足羽川ダム建設事業に関する不当要求行為等対策連絡会の設立趣旨、発足に至る経緯、主な活動内容等について紹介する。

キーワード 危機管理, 地域連携, マネジメント

1. はじめに

足羽川ダム建設事業については、2013年度より用地取得に着手し、2014年度に付替県道工事を着工し、事業が本格化する見込みとなっている。そこで、大規模事業が動き出したことにより予想される反社会的勢力（暴力団等）による不当要求行為等から、迅速かつ適切に排除・対処することを目的として、2014年4月22日に、「足羽川ダム不当要求行為等対策連絡会」を発足したものである。

2. 足羽川ダム建設事業の概要

足羽川ダム建設事業（以下、「本件ダム事業」という。）は、足羽川、日野川及び九頭竜川の下流域における洪水被害の軽減を目的として、九頭竜川水系河川整備基本方針に定められた天神橋地点の基本高水のピーク流量 $2,600\text{m}^3/\text{S}$ に対し、 $800\text{m}^3/\text{S}$ の洪水調節を行うため、部子川に洪水調節専用の流水型ダムを建設し、併せて水海川、足羽川、割谷川、赤谷川の4河川の洪水を導水するための分水施設を整備するものである。

また、九頭竜川水系河川整備計画においては、今後20年から30年の河川の整備内容を定めており、目標である戦後最大規模の洪水（2004年の福井豪雨規模）の流量 $2,400\text{m}^3/\text{S}$ に対して、 $600\text{m}^3/\text{S}$ を足羽川ダムにより洪水調節を行うこととしている。

本件ダム事業は、河川整備計画対応のⅠ期工事と、基本方針対応のⅡ期工事に分けられ、Ⅰ期工事では堤高96.0mの重力式コンクリートダムである足羽川ダム本体、付替県道（主要地方道福井県道34号松ヶ谷宝慶寺大野線、町道広瀬・千代谷線及び町道下荒谷線）及び水海川からの分水堰及び導水トンネルを建設する。

現在、早期の完成に向けて、用地取得、工事用道路及

び付替県道工事、その他地質調査や構造物の設計を鋭意進めているところである。



図-1 足羽川ダムの位置図



図-2 足羽川ダム完成イメージ図

3. 近畿地方整備局における不当要求等対策関係

(1) 不当要求行為等の定義

近畿地方整備局（以下、「本局」という。）の「不当要求行為等対策要綱」第2条において、次の通り定義されている。

第2条 この要綱において、「不当要求行為等」とは、近畿地方整備局及び同局職員に対する次に掲げるものをいう。

- 一 暴力行為
- 二 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- 三 乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- 四 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により計画の変更、工事の中止及び法外な補償等を不当に要求する行為
- 五 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為
- 六 その他前各号に準ずる行為

用地取得においては、地権者の代理人と称して法外な補償等を不当に要求する上記四のケースが想定される。

(2) 不当要求行為等に対する体制

a) 不当要求行為等対策本部

管内の不当要求行為等による難航事案に関して、整備局全体を統括するため本局内に設置。

b) 不当要求对策室

不当要求行為等による難航事案に関して、各事務所から定期的に報告を受け、対応方針や関係部局間の調整を行うため本局内に設置。

c) 不当要求行為等対策部

事務所内の不当要求行為等による難航事案に対して適切な対策を講じるため各事務所内に設置。

(3)不当要求行為等に関する対応組織

a) 暴力団等排除連絡協議会

近畿地方整備局が実施する公共事業から、暴力団等の不当な介入を排除することにより、公共事業の適正な契約、施工等を確保することを目的とし、近畿地方整備局、警察で組織構成されている。

b) 警察組織・弁護士会との意見交換会

警察本部、暴力追放センター、弁護士会と用地取得業務における不当要求行為に関する事例や質疑応答などの意見交換を行うことによって、不当要求行為等を未然に防止し、又はこれを適切に処理することの一助とし、用

地取得業務の円滑かつ適正な実施の確保に資するため、各府県ブロックにおいて開催されている。

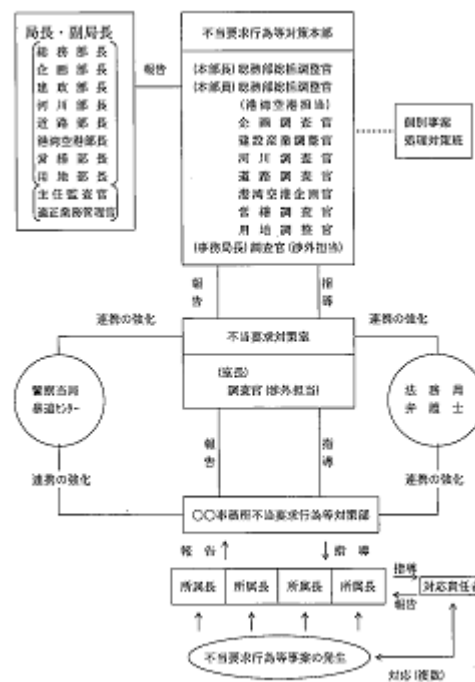


図-3 不当要求行為等対策イメージ図

4. 不当要求行為等対策連絡会の設立について

(1) 目的と主旨

足羽川ダム建設事業の現場において間近に予測される不当要求行為等に対し、既存の対策制度の身上をふまえて、より個別具体的な対策措置を迅速かつ効果的に行い、事後においても同様の行為等を予防するため、ダム事業起業者と警察組織、福井県、池田町が連携し、即時的かつ柔軟な体制を構築する。

(2) 背景と必要性

a) ダム事業の状況と不当要求の可能性

足羽川ダム建設事業については、2012年7月にいわゆるダム検証が終了し、2013年2月に環境影響評価書の公告縦覧、同年3月にダム補償基準の妥結に至り、同年8月から順次用地補償契約の締結を行っており、また2014年度には工事の発注を進めている。

ダム事業の特徴としては、用地取得面積が広大、大規模な工事、事業に伴う地域振興等があり、大きな予算が必要となる。このようなことから、下請け工事受注や用地補償金を目当てとした不当要求行為が発生する可能性が高いと想定される。

b) 既存の対応組織と活動の特性と課題

前述の対応組織は組織対策の徹底を目的に定められた制度であり、各制度とも要領等で個別の連携体制について必要性を予測しているが、具体の定めはない。

各組織の活動特性

- ・暴力団等排除連絡協議会
対処範囲△、個別事案への即応性○、専門性○、連携への具体性△
- ・警察組織・弁護士会との意見交換会
対処範囲△、個別事案への即応性△、専門性○、連携への具体性△

あらゆる不当要求行為等に対し、具体的に事前予防・事後抑止を含めた即応・実効性のある危機対応を行うには、柔軟性、迅速性、専門性を兼ね備えた不当要求行為等対策の連携体制の強化が必要になる。

よって、地域の実情に応じて事案に対処し、実効性のある対策をとることが出来る組織として、本対策連絡会が設立された。

(3) 本対策連絡会の概要

a) 組織と構成員

構成員

近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所長（会長）
福井県警察本部刑事部
組織犯罪対策課長（副会長）
福井県福井警察署
組織犯罪対策課長
福井県越前警察署
刑事課長
福井弁護士会
弁護士（相談役）
公益財団法人福井県暴力追放センター
専務理事（オブザーバー）
福井県土木部河川課
参事（オブザーバー）
池田町
ダム対策室長（オブザーバー）

b) 主な活動

1. ダム事業への暴力団等の関与に関する情報交換
2. 暴力団等の排除対策に関する調整
3. 暴力団等の排除に関する広報、啓発活動
4. 連絡会の目的を達成するために必要な活動
定例会は年1回実施し、実績報告、体制・方針の確認をおこなう。

担当者間の連絡会は適宜開催し、個別事案の準備、対応、事後対策の申し合わせを行う。

5. 会議開催状況

(1) 第1回連絡会（設立会）

a) 開催日時

2014年4月22日

b) 出席者

構成員全員の出席

c) 会議内容

- ・連絡会会則を出席者全員で合意し確認した。
- ・足羽川ダム建設事業進捗状況報告
（用地補償について、2014年3月時点で、家屋移転者の4割の方との契約済、事業用地としては全体面積の約2割の用地について契約済）
- ・不当要求対策について、全国及び福井県内の暴力団の情勢についての説明



写真-1 会長挨拶

(2) 第2回連絡会（定例会）

a) 開催日時

2015年5月22日

b) 出席者

構成員全員の出席

c) 会議内容

- ・担当者間の連絡会を複数回実施し、意見交換をおこなったことを報告。
- ・足羽川ダム建設事業進捗状況報告
（用地補償について、2015年3月時点で家屋移転者の9割の方との契約済、事業用地としては全体面積の約6割の用地について契約済。
工事について、2015年度に発注手続中含め7工事实施予定（いずれも付替県道、工事用道路関係工事）
- ・不当要求対策について、全国及び福井県内の暴力団の情勢についての説明。
- ・2015年度連絡会の活動方針について確認
（不当要求行為があった場合の組織体制を確認するとともに、2014年度に引き続き各関係機関が緊密に連携し、迅速かつ適切に対応していく）



写真-2 会議状況

5. 今後の取り組みと課題

(1)今後の取り組み

これまで、設立総会、定例会と2回連絡会を開催し、各関係機関が緊密に連携し、迅速かつ適切に対応していくことを確認してきた。今後とも対策連絡会を継続し、情報共有を緊密におこなうことにより、不当要求による被害が発生しないように取り組み必要がある。

工事受注業者に対する啓発活動として、不当要求行為に対する講習会の開催等も行っていく。

(2)今後の課題

不当要求行為は災害と同様に、何事もなければ一番よいが、なにかあればすぐに対応しなければならない。そのために、日頃から不当要求があった際は、迅速に対応出来る準備をしておくことが重要である。

足羽川ダム建設事業は本格化したばかりで、不当要求がいつ起こるかわからないが、本対策連絡会が形骸化しないで、有効に活用出来る体制を維持していくことが重要である。